平成２７年（フ）第３１５０号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目24番３号301
債務者　金村　　敏
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６８号
大阪市大正区北村２丁目14番１―607号
債務者　田中　新二
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５３号
大阪市中央区常盤町２丁目２番10―1208号
債務者　山本真紀子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７０号
大阪府摂津市別府２丁目８番19号
債務者　永田　清子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０２号
大阪市住之江区北島３丁目６番19号
債務者　西田　　実
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４号
函館市富岡町１丁目43番22号
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２６号
北海道北斗市久根別４丁目２番23号
債務者　粟島　健斗
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７５号
島根県出雲市多久町881番地　市営鳴竹住宅312
債務者　河原　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２４２号
沖縄県糸満市字武富367番地の３
債務者　仲村　雅克
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５３号
沖縄県那覇市字松川387番地３　ローズマンション101
債務者　仲里　公伸
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０９号
愛知県豊田市京町４丁目13番地３　サンライフ梅坪406号
債務者　安部　伸子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月15日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３５１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目９番１号　シャトル苅田Ａ号館　406号
債務者　小浦　勝美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１８号
大阪府守口市八雲東町２丁目68番６号
債務者　大原　礼子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７９号
大阪市西淀川区福町２丁目20番18号
債務者　近藤かおり
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０号
島根県出雲市斐川町富村1278番地
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第７３号
島根県出雲市平田町2194番地５
債務者　松本　康二
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時40分
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４１号
熊本県球磨郡湯前町512番地
債務者　恒松　　瞳
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部